

令和5年度地方税制改正に伴う出雲市税条例等の一部改正について

「地方税法等の一部を改正する法律案」が令和5年2月7日閣議決定され、3月末に可決成立し4月1日から施行される見込みです。

また、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）、半島振興法に基づく税制についても3月末までに改正され、4月1日から施行される見込みです。

これらの法令改正に伴い、市税条例等においても一部改正し、4月1日の施行が必要になります。このため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき「専決処分」を行いたいと考えています。主な改正点については下記のとおりです。

記

1 固定資産税及び都市計画税関係

(1) 市税条例等関係

- ・長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設

【対象要件】ア 築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること

イ 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること

ウ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること

※ 大規模修繕工事：屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装等工事

【減額措置】工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を3分の1減額

※ 税額の減額は1戸あたり100㎡相当分を上限

【適用期限】令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部改正

① 地域未来投資促進法

法が規定する承認地域経済牽引事業計画に沿った固定資産が対象となる。

【対象地域】島根県未来投資促進基本計画で定められた促進区域（出雲市全域）

【課税免除】3年度分

【適用期限】2年延長（令和7年3月31日まで）

② 半島振興法

法が規定する認定産業促進計画に沿った固定資産が対象となる。

【対象地域】旧平田市・旧大社町

【不均一課税の税率】

初年度：100分の0.14 第2年度：100分の0.35 第3年度：100分の0.70

【適用期限】2年延長（令和7年3月31日まで）

2 軽自動車税関係

グリーン化特例（軽課）の見直し

・種別割において講じている、燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（種別割のグリーン化特例（軽課））の適用期限を延長。

【適用期限】 2～3年延長（令和7年3月31日 又は 令和8年3月31日まで）

		軽減率		
乗用	自家用	75%軽減	—	—
	営業用		50%軽減	25%軽減
貨物	自家用		—	—
	営業用		—	—

※1

※2

※3

※1：電気自動車、天然ガス自動車 等

※2：2030年度基準90%達成

※3：2030年度基準70%達成

令和8年3月31日まで

令和7年3月31日まで